

平成29年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要

人 事 院

人事院は、国家公務員の勤務条件等を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的として、平成29年10月1日現在における民間企業の労働時間、休業・休暇、福利厚生、災害補償法定外給付及び退職管理等の諸制度等を調査した。本調査は、常勤従業員数50人以上の全国の企業44,717社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した7,399社を対象として実地及び郵送により調査を実施し、回答のあった企業のうち、規模不適格なものを除いた4,228社について集計した。

集計結果の概要は、次のとおりである。

1 勤務時間・休暇制度

(1) 有期雇用従業員の各休暇制度の措置状況

有期雇用従業員を雇用する制度が「ある」企業のうち、私傷病休暇がある企業の割合は56.6%、そのうち「正社員と有期雇用従業員と同じ制度がある」企業の割合は58.6%、結婚休暇がある企業の割合は92.5%、そのうち「正社員と有期雇用従業員と同じ制度がある」企業の割合は56.6%、忌引休暇がある企業の割合は94.0%、そのうち「正社員と有期雇用従業員と同じ制度がある」企業は57.5%となっている。(表1)

表1 有期雇用従業員の各休暇制度の措置状況別企業数割合 (母集団: 有期雇用従業員を雇用する制度がある企業)

(%)

項目 休暇制度	計	有	異なる 制度	有期雇用 従業員に ない	有期雇用 従業員 のみ	同じ	無	不明
私傷病	100.0	56.6	(16.1)	(24.6)	(0.7)	(58.6)	41.8	1.7
結婚	100.0	92.5	(17.9)	(24.7)	(0.7)	(56.6)	7.1	0.4
忌引	100.0	94.0	(20.1)	(21.7)	(0.6)	(57.5)	5.7	0.3
父母の葬儀以外の 法事	100.0	56.1	(16.7)	(26.0)	(0.5)	(56.8)	42.6	1.3
夏季	100.0	58.3	(8.3)	(15.0)	(0.6)	(76.2)	40.2	1.5
産前・産後	100.0	90.5	(8.0)	(8.2)	(0.3)	(83.5)	8.3	1.1
配偶者の出産	100.0	73.0	(11.1)	(28.8)	(0.7)	(59.5)	25.6	1.3
育児参加	100.0	39.4	(9.6)	(16.2)	(0.3)	(73.9)	58.9	1.7
骨髓等ドナー	100.0	8.3	(9.2)	(47.3)	(1.0)	(42.5)	90.5	1.2
ボランティア	100.0	13.2	(8.3)	(46.6)	(0.3)	(44.8)	85.6	1.3
育児時間	100.0	94.1	(14.8)			(85.2)		5.9
子の看護	100.0	94.7	(15.1)			(84.9)		5.3
介護	100.0	94.8	(15.4)			(84.6)		5.2

(注) ()内は、各休暇がある企業を100とした割合。

(2) 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度が「ある」企業の割合は4. 6 %となっている。

同制度がある企業について、インターバル時間数をみると、「8時間」としている企業が38. 3 %と最も多く、平均時間数は9. 2時間となっている。(表2)

同制度がない企業について、導入していない理由をみると、「業務内容になじまない」ことを挙げる企業の割合が39. 6 %と最も多く(表3)、また、同制度の措置予定について「予定なし」とした企業の割合は78. 0 %となっている。(表4)

表2 勤務間インターバル制度の導入の有無別、インターバル時間数別企業数割合 (母集団：全企業)

企業規模	導入の有無等	計	制度あり											制度なし (%)	不明 (%)	
				~5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間～			
規模計		100.0	4.6	(12.3)	(0.8)	(1.6)	(38.3)	(4.1)	(7.2)	(9.7)	(8.3)	(1.2)	(12.1)	(4.4)	94.5	0.9

(注) ()内は、勤務間インターバル制度があるとした企業を100とした割合。

表3 勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業数割合

(母集団：勤務間インターバル制度の導入の有無について「ない」と回答した企業)

企業規模	理由	計	退勤と出勤の間にインターバルが既に確保されている	取引先への対応に支障がある	業務内容になじまない	業務量が多くインターバルを設定することが困難	その他	不明
規模計		100.0	26.7	14.1	39.6	7.2	25.7	0.3

複数回答

表4 勤務間インターバル制度の措置予定の有無別企業数割合

(母集団：勤務間インターバル制度の導入の有無について「ない」と回答した企業)

企業規模	予定の有無	計	予定あり	予定なし	検討中	不明
規模計		100.0	1.0	78.0	18.6	2.4

2 社宅の状況等

(1) 社宅の有無

① 保有形態別割合

転居を伴う転勤が「ある」企業（全企業のうち47.9%）のうち社宅がある企業の割合は73.0%であり、保有形態別では、社宅がある企業を100とした場合、自社保有社宅がある企業の割合は33.0%、借上げ社宅がある企業の割合は92.4%となっている。（表5）

また、全企業を母集団としてみると、社宅がある企業の割合は44.7%となっている。（表6）

表5 社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：転居を伴う転勤がある企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある			ない	不明	(%)
			自社保有 社宅	借上げ 社宅			
規模計	100.0	73.0	(33.0)	(92.4)	27.0	0.1	

複数回答

(注) () 内は、社宅がある企業を100とした割合。

表6 社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：全企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある			ない	不明	(%)
			自社保有 社宅	借上げ 社宅			
規模計	100.0	44.7	(39.5)	(83.7)	54.6	0.8	

複数回答

(注) () 内は、社宅がある企業を100とした割合。

② 用途別割合

転居を伴う転勤が「ある」企業の社宅を用途別にみると、社宅がある企業を100とした場合、世帯用の社宅がある企業の割合は75.1%、独身用の社宅がある企業の割合は94.6%となっている。（表7）

また、全企業を母集団としてみると、社宅がある企業を100とした場合、世帯用の社宅がある企業の割合は69.3%、独身用の社宅がある企業の割合は92.4%となっている。（表8）

表7 社宅の有無別、用途別企業数割合（母集団：転居を伴う転勤がある企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある			ない	不明	(%)
			世帯用 社宅	独身用 社宅			
規模計	100.0	73.0	(75.1)	(94.6)	27.0	0.1	

複数回答

(注) () 内は、社宅がある企業を100とした割合。

表8 社宅の有無別、用途別企業数割合（母集団：全企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある			ない	不明	(%)
			世帯用 社宅	独身用 社宅			
規模計	100.0	44.7	(69.3)	(92.4)	54.6	0.8	

複数回答

(注) () 内は、社宅がある企業を100とした割合。

(2) 世帯用社宅の平均月額使用料

表9 世帯用社宅の保有形態別、専有面積別平均月額使用料
(母集団：世帯用社宅がある企業のうち使用料が不明の企業を除いた企業)

(円)

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅				借上げ社宅			
	55m ² 未満	55m ² 以上 70m ² 未満	70m ² 以上 80m ² 未満	80m ² 以上	55m ² 未満	55m ² 以上 70m ² 未満	70m ² 以上 80m ² 未満	80m ² 以上
規模計	15,819	19,945	22,621	25,044	24,033	29,978	31,208	35,370

3 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

(1) 業務災害又は通勤災害に対する法定外給付制度の有無

民間企業の従業員が、業務災害又は通勤災害により死亡し、あるいは障害が残った場合等には労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付が行われるが、これらとは別に企業独自に給付を行う場合がある。この法定外給付の制度が「ある」企業の割合は、業務災害による死亡で60.9%、通勤災害による死亡で55.2%、業務災害による後遺障害で50.8%、通勤災害による後遺障害で45.5%となっている。(表10)

表10 法定外給付制度の有無別企業数割合 (母集団:全企業)

制度の有無 給付事由		計	制度有り	制度無し	(%)
死亡	業務災害	100.0	60.9	39.1	
	通勤災害	100.0	55.2	44.8	
後遺障害	業務災害	100.0	50.8	49.2	
	通勤災害	100.0	45.5	54.5	

(2) 給付額の決定方法

法定外給付制度が「ある」企業について、給付額の決定方法をみると、「一律」かつ「定額」としている企業が最も多い。(表11)

表11 法定外給付制度を有する企業における給付額の決定方法別企業数割合

(母集団: 法定外給付制度を有する企業)

決定方法 給付事由		計	一律		扶養親族の有無別		扶養親族の人数別		その他
			定額	定率	定額	定率	定額	定率	
死亡	業務災害	100.0	53.0	9.5	8.1	0.7	0.9	0.2	27.7
	通勤災害	100.0	53.7	8.4	7.7	0.4	0.8	0.2	28.8
後遺障害	業務災害	100.0	54.6	11.5	5.6	0.5	0.7	0.0	27.2
	通勤災害	100.0	54.2	10.3	5.8	0.4	0.8	0.0	28.5

(注) 1 「定率」とは、給付額が一定日数分で給付される場合等をいう。

2 「その他」には、年齢・勤続年数、役職・職能資格等を勘案して給付額を決定する場合や、定額方式と定率方式を併用している場合などが含まれる。

(3) 給付額

法定外給付制度が「ある」企業のうち、給付額の決定方法を「一律」かつ「定額」としている企業に係る法定外給付の平均給付額をみると、業務災害による死亡で1,589万円、通勤災害による死亡で1,282万円、業務災害による後遺障害(第1級)で1,838万円、通勤災害による後遺障害(第1級)で1,444万円となっている。

4 従業員の退職管理等の状況

(1) 定年制の状況

事務・技術関係職種の従業員がいる企業のうち、定年制が「ある」企業の割合は99.2%で、そのうち定年年齢が「60歳」である企業の割合は86.2%となっている。(表12)

表12 定年制の有無別、定年年齢別企業数割合（母集団：事務・技術関係職種の従業員がいる企業）

(%)

項目 企業規模	計	定年制がある	定年年齢			定年制がない
			60歳	61歳以上 65歳未満	65歳以上	
	規模計	99.2	(86.2)	(3.1)	(10.7)	0.8
(注) () 内は定年制がある企業を100とした割合。						

(2) 役職定年制の状況

事務・技術関係職種の従業員がいる企業のうち、役職定年制が「ある」企業の割合は規模計で16.4%、企業規模500人以上の企業で30.7%となっている。(表13)

表13 役職定年制の有無別、動向別企業数割合（母集団：事務・技術関係職種の従業員がいる企業）

(%)

項目 企業規模	計	役職定年制がある		役職定年制がない			不明		
		今後も 継続	廃止を 検討	以前からな く導入予定 もなし	廃止した	導入を 検討			
規模計	100.0	16.4	(95.6)	(4.4)	83.4	(88.8)	(3.9)	(7.3)	0.2
500人以上	100.0	30.7	(95.7)	(4.3)	68.8	(79.8)	(10.8)	(9.4)	0.5

(注) () 内はそれぞれ、役職定年制がある／ない企業を100とした割合。

(3) 定年退職者の継続雇用の状況

① 継続雇用制度の状況

定年制がある企業のうち、定年後の継続雇用制度がある企業の割合は97.3%で、そのうち一旦定年退職した従業員を再び雇用する「再雇用制度」がある企業の割合は94.6% (a + b + c + g)、定年年齢に達した従業員を退職させることなく引き続き常勤の従業員として雇用する「勤務延長制度」がある企業の割合は6.4% (b + d + e + g)、「特殊関係事業主(子会社等のグループ会社)での継続雇用」制度がある企業の割合は1.2% (c + e + f + g) となっている。(表14)

表14 継続雇用制度の有無別、制度の内容別企業数割合（母集団：定年制がある企業）

(%)

項目 企業規模	計	継続雇用制度がある							継続雇用 制度がない	不明
		制度の内容								
規模計	97.3	(92.5)	(1.4)	(0.7)	(4.9)	(-)	(0.5)	(0.0)	2.6	0.1

(注) () 内は継続雇用制度がある企業を100とした割合。

② フルタイム再雇用者の割合の状況

再雇用制度があり、平成28年度に定年退職し再雇用された者がいた定年年齢が60歳の企業におけるフルタイム再雇用者の状況をみると、全員（100%）フルタイムで再雇用している企業は87.9%となっている。（表15）

表15 再雇用者の有無別、再雇用者のうちフルタイムで再雇用された者の割合別企業数割合
(母集団：定年年齢が60歳で、再雇用制度がある企業)

項目 企業規模	計	再雇用者がいた企業							再雇用者がいなかった企業	不明	(%)		
		フルタイム再雇用者の割合											
		20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	80%以上100%未満	100%	不明					
規模計	100.0	71.7	(3.2)	(0.7)	(2.3)	(2.8)	(2.9)	(87.9)	(0.2)	27.5	0.7		

(注) () 内は再雇用者がいた企業を100とした割合。

③ 再雇用者の勤務形態別人数割合の状況

再雇用制度があり、平成28年度に定年退職し再雇用された者がいた定年年齢が60歳の企業における再雇用者の勤務形態別の人数割合をみると、フルタイム再雇用者は92.8%、短時間再雇用者は7.2%となっている。（表16）

表16 再雇用者の勤務形態別人数割合

(母集団：定年年齢が60歳で、再雇用制度がある企業の再雇用者（再雇用者数が不明の企業を除く）)

項目 企業規模	計	フルタイム再雇用者		短時間再雇用者		(%)
		フルタイム再雇用者	短時間再雇用者	フルタイム再雇用者	短時間再雇用者	
規模計	100.0	92.8			7.2	